

船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年10月30日 08時40分ごろ
発生場所	長崎県雲仙市多比良港東方沖 島原湯江港北防波堤A灯台から真方位055° 2.9海里付近 （概位 北緯32° 53.5′ 東経130° 22.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート新開丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年11月2日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 新開丸、2.7トン 292-39829福岡、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力95.60kW、回転数 毎分2,500、6気筒、ボア105mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、平成7年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣り場に向けて航行中、主機冷却清水の温度上昇を知らせる警報が1～2秒鳴り、船長が、誤作動と判断し航行を続けていたところ、再び警報が鳴ったので釣りを断念し、船溜まりへ戻ろうと低速で航行した。</p> <p>船長は、警報が鳴り止まず、原因も分からないまま航行を続けていたが、不安を感じて自力航行が不可能と判断し、主機を停止して118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇により船溜まりにえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者によって点検が行われた結果、‘主機冷却海水ポンプのゴム製インペラ’（以下「本件インペラ」という。）が変形していたことが判明した。</p> <p>船長は、本船を令和3年9月に中古で購入以降、本件インペラを交換したことがなく、使用開始時期も把握していなかったが、本件インペラが経年劣化により変形したものと推測した。</p> <p>本件インペラは、主機取扱説明書によれば、1,000時間又は5～6か月ごとの点検、2,500時間又は1年ごとの交換が推奨され</p>

	<p>ていた。</p> <p>船長は、本船を購入後、本インシデント当時が2度目の運航であり、出航前の点検を行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、航行中、本件インペラが経年劣化により変形し、主機に冷却海水を供給できなくなったことから、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、本件インペラの交換時期が運転2,500時間又は1年ごとと推奨されていたが、船長は、令和3年9月に中古で本船を購入以降、本件インペラを交換したことがなく、使用開始時期も把握していなかったものと推定される。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、本件インペラが経年劣化により変形し、主機に冷却海水を供給できなくなったため、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機冷却海水ポンプの点検を定期的に行い、必要に応じてゴム製インペラを交換すること。 ・ 船長は、ゴム製インペラの予備品を装備すること。 ・ 船長は、必ず出航前の点検を行うこと。